

インクルーシブ保育 ～具体的にこんなことが変わります～

今まで

障害児の受入れ

障害児指定園で定員を設けて(1クラス概ね3名)
障害児枠と健常児枠で分けて受入れ

支援が必要な児童に対する保育士加配

①担任を決めての個別支援(手帳を所持していなくても対象) 一律で 3:1

(判定委員会で決定)

※医療に繋がること、保護者が希望することが条件

名称

障害児保育

令和6年度から

公私立保育園・認定こども園すべてで受入れ
定員は設けない(ただし極端に人数が多い場合は応相談)
障害児枠と健常児枠を分けない

①担任を決めての個別支援(基本的に手帳を所持)

支援の必要性に応じて 1:1~3:1

(発達支援検討委員会で協議)

※基本的に保護者了解のもと連携して進める

②園の環境として配置された担任以外のサポート保育士や主任保育士などによる支援(支援が必要な時だけに見守り中心に行う支援)2歳児~5歳児の児童数に応じて配置

つまり、俗にグレーと言われる気になる子どもについては、必要に応じて担任以外にフリーのサポート保育士が、クラスの中に支援児を自然な形で入れていくような支援にあたることになる。

担任は、支援児も含めたクラス運営を考え、その他の職員は担任を園全体で支える体制を作る。

インクルーシブ保育を目指した発達支援

※障害の有無に関わらず、支援が必要な子どもに支援を行う体制。

×手帳がなければ支援しない → どの子にも必要な支援を行う